

令和3年12月24日

お客様 各位

更生会社 株式会社F-Power  
管財人 弁護士 富永浩明

## 事業譲渡にともなう契約承継のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、株式会社F-Power（以下「当社」といいます）は、当社ホームページでご案内のとおり、令和3年10月15日、日本GLP株式会社（以下「日本GLP」といいます）との間でスポンサー契約を締結しました。その後、当社は、令和3年11月30日、日本GLPが指定する同社の関係会社である株式会社汐留エネルギー（以下「汐留エネルギー」といいます）との間で事業譲渡契約を締結し、同年12月21日、東京地方裁判所より、当社が汐留エネルギーに対し、令和4年4月1日付で小売電気事業を譲渡すること（以下「本件事業譲渡」といいます）につき、許可を頂きました。日本GLPと汐留エネルギーの概要につきましては、別紙をご確認ください。

お客様と当社との間で締結しております電力需給契約につきましては、本件事業譲渡に伴いまして、何らの条件変更なく、現状と同じ条件及び契約期間にて、汐留エネルギーへ承継させていただきます。新体制のもと譲渡後も従前と変わることなく、責任をもってお客様との契約条件に従った電力の供給等を履行いたしますことを、本書をもってご通知申し上げます。

なお、汐留エネルギーにつきましては、現在、小売電気事業者の登録申請中でありますところ、小売電気事業者として登録できましたら、同社の問い合わせ先や登録番号などを別途ご連絡致しますし、万が一登録できないなど、お客様との契約の承継が困難となる事情が生じた場合にも速やかにご連絡致します。

契約の承継に際しましては、お客様において特段の連絡や手続等をしていただくことは原則として不要となりますが、一部、お支払方法やその他変更が生じるお客様につきましては、別途ご案内申し上げます。

もし、契約承継に関してご承諾いただけない場合は、お手数をおかけし恐縮ですが、令和4年1月31日（月）までに別紙の【お問い合わせ先】までご連絡下さいますようお願い申し上げます。  
ご承諾頂けない場合には、当社は、令和4年4月1日以降、電気を供給することができなくなりますので、低圧電気供給約款37項に基づき、同年3月31日をもってお客様との電力需給契約を解約させていただきます。その他、ご不明な点がございましたら、【お問い合わせ先】までご連絡いただけますようお願いいたします。

これまでのご芳情に深く感謝いたしますとともに、今後は汐留エネルギーに対して当社同様のお引き立てを賜りたく、謹んでお願い申し上げます。

まずは、略儀ながら書中をもってご案内、ご挨拶申し上げます。

敬具

### 1. 日本 GLP の概要

- 代表者 : 帖佐 義之  
本店所在地 : 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター  
資本金 : 1億円  
総運用資産 : 2兆5000億円(令和3年3月末日現在)  
従業員数 : 約220名(令和3年3月末日現在)  
事業内容※ : 物流施設・用地の賃貸・売買・開発・運営管理及び投資助言 物流向けソリューション開発、物流向けロボット機器・システムのレンタル・販売 事業投資 太陽光発電 (FIT 発電事業者)  
概要※ : 物流、不動産、インフラストラクチャー、金融をはじめとするセクター及びその関連テクノロジーを活動領域とする事業会社の GLP Pte.Ltd. (シンガポール法人) の日本法人である。GLP グループは、日本、中国、ブラジル、ヨーロッパ、インド、米国、ベトナムの合計17カ国において事業を展開しており、1000億米ドル超(令和2年12月現在)の資産を運用している。日本においては、物流要地に129棟・総延床面積約1,000万㎡の物流施設を運営・開発しており、都市の生活や経済活動を支える重要なインフラとして、高機能かつ環境にも配慮した事業運営を行っている。

※ 事業内容及び概要につきましては、GLP グループ全体での事業内容を含んでおります。

### 2. 汐留エネルギーの概要

- 代表者 : 帖佐 義之  
本店所在地 : 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター  
資本金 : 10万円

### 3. お問い合わせ先

東京都港区芝浦三丁目1番21号  
更生会社 株式会社 F-Power  
TEL : 0570-200-940  
FAX : 03-5544-8404  
E-Mail : [inquiry4@customer.f-power.co.jp](mailto:inquiry4@customer.f-power.co.jp)

- \* ) 契約の承継について、ご承諾いただけない場合は、令和4年1月31日(月)までに上記お問い合わせ先までご連絡いただけますようお願いいたします。また、お問い合わせの際は、請求書等に記載のお客様番号(又はご契約者様番号)をお伝え願います。